

宅地建物の売買・交換・貸借
 部屋（貸間）の貸借・交換を
 依頼する方は
 登録されたあつ旋業者に！

八月一日から
 宅地建物取引業法
 の施行

業者は必ず登録せよ

宅地建物取引業者登録票		
登録番号	東京都知事登録才	号
登録年月日	昭和 年 月 日(有効期間2年)	
商号又は名称		
代表者氏名		

受けないうで営業をすると処罰されます
 東京都建築局建設業課
 千代田区大手町一・二(都電大手町下車)
 電話丸の内(23)二四八一・四八四一

このポスターは昭和27年8月1日の宅地建物取引業法施行に際し当時の東京都所管課が作成したものです。
 全日本不動産協会はこの宅地建物取引業法の推進を目的として、まさに昭和27年に設立された業界最古の団体です。